

議案第137号

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「200円」を「210円」に、「190円」を「220円」に、「150円」を「160円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表の2の表中

「

3,690円	6,150円	6,150円	9,840円	12,300円	15,990円
7,380円	12,300円	12,300円	19,680円	24,600円	31,980円
9,240円	15,400円	15,400円	24,640円	30,800円	40,040円
1時間につき1,060円					

」を

「

4,410円	7,350円	7,350円	11,760円	14,700円	19,110円
8,820円	14,700円	14,700円	23,520円	29,400円	38,220円
11,030円	18,380円	18,380円	29,400円	36,750円	47,780円
1時間につき1,270円					

」に改め、

同表の備考の4中「540円」を「550円」に、「2,440円」を「2,490円」に、「1,600円」を「1,630円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。